

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年3月18日～2021年3月24日)

令和3年(2021年)3月26日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p><b>政治</b>                      新型コロナウイルス感染拡大に伴う規制措置の強化                      ラウ外相とブリタ・モロッコ外相との電話会談                      ラウ外相のEU外務理事会への出席                      ポーランド医療チームがNATO本部職員にワクチン接種                      モラヴィエツキ首相と菅総理との電話会談                      ベラルーシにおけるポーランド人少数者団体代表に対する実刑判決                      ラウ外相のNATO外相会合への出席</p>								<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005                      「x 5006」各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。                      お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p><b>治安等</b>                      新型コロナウイルス感染症の国内制限再強化に対する抗議集会在開催                      学位論文の代筆した容疑者2名の逮捕</p>								
<p><b>経済</b>                      与党、新社会経済プログラムの発表延期を決定                      コシチンスキ財務・基金・地域政策大臣による税制改革に関する発言                      フィッチによるポーランドの格付け                      2月の失業率                      5G周波数オークションに関するザグルスキ首相府副大臣の発言                      自動車価格の上昇                      国営ガスインフラ企業によるポーランドのガスネットワーク開発計画                      電力価格見通し                      ポーランド、米国のノルド・ストリーム2パイプラインに対する姿勢を歓迎                      原子力発電所建設関連動向</p>								
<p><b>大使館からのお知らせ</b>                      長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>								

## 政 治

## 内 政

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う規制措置の強化【25日】**

25日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、国内での新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、全国的な規制措置の強化を発表した。モラヴィエツキ首相は、本25日の新規感染者数は34,000人を超えて過去最多となり、ポーランドでの感染が発生してから最も悪い状況にあるとし、医療機関のキャパシティは限

界に近づいており、医療機器でなく、医師や看護師へのアクセスが難しくなっていると述べた。続いて、ニエジェルスキ保健大臣が、3月27日から4月9日までの規制措置強化の内容として、市場の小売店、郵便局及び宗教施設における人数制限の厳格化、理髪店及び美容サロンの営業禁止、保育園及び幼稚園の閉鎖、職業スポーツ選手を除くスポーツ施設の利用制限を発表した。

## 外交・安全保障

**ラウ外相とブリタ・モロッコ外相との電話会談【18日】**

18日、ラウ外相は、ブリタ・モロッコ外相と電話会談を実施し、政治・経済を含む様々な分野における二国間関係について議論した。同外相は、ポーランドはアフリカの最も重要なパートナーの一つであると強調し、コロナ禍にもかかわらず昨年の貿易額は初めて10億ドルを超えたと指摘した。また、リビアやサヘル地域を含む北アフリカの安定に向けた国際的な取組に対するモロッコの貢献を歓迎するとともに、EUの地域の重要なパートナーとしてのモロッコの役割を強調した。両外相は、新型コロナウイルス感染症との闘いにおけるワクチンの重要性について一致し、定期的なハイレベル対話を早期に再開することについて希望を表明した。また、ラウ外相は、昨年からの延期されているブリタ外相のワルシャワ訪問についても改めて言及した。ブリタ外相は、EUの重要なメンバーであるポーランドとの関係は非常に重要であり、ポーランドはモロッコにとって重要な貿易パートナーであると述べた。

**ラウ外相のEU外務理事会への出席【22日】**

22日、ラウ外相は、ブリュッセルで開催されたEU外務理事会に出席し、EUとトルコとの関係、南方近隣との関係、対露政策等について議論した。同会合には、バチエレ国連人権高等弁務理事官も出席した。また、同会合において、中国を含む複数の国の個人及び団体に対する人権侵害制裁パッケージが採択された。国際情勢について、ラウ外相は、ロシアの市民社会への抑圧に対してEUが対応する必要性を指摘するとともに、次回の欧州理事会において、EUが断固としたかつバランスの取れた対露政策の継続に合意することが必要であると強調した。また、NATOの同盟国であり、EUの主要なパートナーであるトルコと、ギリシャ及びキプロスとの関係の継続的な発展に対する希望を表明した。

南方近隣について、外相らは、EUの南方近隣地域の状況や感情を尊重しつつ、必要な改革の履行

を促すためにハイレベルのコンタクトを強化する必要性について強調した。また、外相らは、EU近隣の経済的な発展を支援し、国境管理を強化することが必要であるとの考えで一致した。

バチエレ国連人権高等弁務官との議論において、ラウ外相は、最近のベラルーシ情勢を含む人権侵害の報告活動について謝意を述べた。同外相は、国連人権理事会の今会期における国連人権高等弁務官事務所の役割強化を含むベラルーシの人権状況のモニタリング制度を確立するための決議の採択に対する希望を表明した。

**ポーランド医療チームがNATO本部職員にワクチン接種【22日】**

22日、ポーランド医療チームがブリュッセルに所在するNATO本部職員へのワクチン接種を行った。ストルテンベルグNATO事務総長は、同本部においてモラヴィエツキ首相に対する新型コロナウイルス感染症対策支援への感謝の意を表した。

**モラヴィエツキ首相と菅総理との電話会談【23日】**

23日、モラヴィエツキ首相は、菅総理との電話会談を行った。菅総理は、日本は、中・東欧の大国としてEU内での存在感を高めるポーランドを重視しており、日・ポーランド関係を一層強固にしていきたいと述べた。これに対し、モラヴィエツキ首相は、日本との戦略的パートナーシップを更に強化していきたいと述べた。また、両首脳は「V4+日本」の協力を一層推進していくことで一致した。菅総理は、戦略的パートナーシップの下での政治・経済・文化等様々な分野での二国間の協力の進展を高く評価すると述べ、両首脳は、両国間の経済・投資関係の更なる強化に取組むことで一致した。

また、菅総理は、インド太平洋に関するEUでの議論を歓迎するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて協力していきたいと述べた。菅総理は、中国の海警法を含め、東シナ海・南シナ海

における一方的な現状変更の試み、また、香港・新疆ウイグル自治区の状況について深刻な懸念を表明した。これに対して、モラヴィエツキ首相は、この地域における主要なパートナーは日本であると述べた。さらに、両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮への対応等についても協力していくことで一致した。

#### ベラルーシにおけるポーランド人少数者団体代表に対する実刑判決【24日】

24日、ベラルーシの裁判所は、ベラルーシのポーランド人少数者団体 Union of Poles in Belarus (ZPB) のアンジェリカ・ボリス代表が、集会禁止令に違反したとして15日間の実刑判決を言い渡した。23日、同氏は、ベラルーシ西部グロドノにおいて年中行事の準備をしていたところを警察に拘束されていた。これを受けて、ZPBは、ボリス氏の逮捕はベラルーシにおけるポーランド人少数者を威圧するための策略であるとの声明を発出していた。また、同日、ポーランド外務省は、駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使を召喚し、強い抗議の意を伝えた。

24日、モラヴィエツキ首相は、ポーランドはベラルーシとの良好な関係を望むが、ポーランド人を人質に取るような行為は国際的なスタンダードに完全に反しており認められないとして、25日の欧州理事会においてこの問題を提起する意向を示した。

グロドノは、ベラルーシで最も多くポーランド人少数者が滞在する地域であり、同地に所在するZPBは同国最大のポーランド人少数者団体となっている。同団体は、2005年にベラルーシ政府によって

違法化されたが活動を継続しており、ボリス氏は、20日に代表に再任されたばかりであった。

#### ラウ外相のNATO外相会合への出席【23日及び24日】

23日及び24日、ラウ外相は、ブリュッセルにおいて開催されたNATO外相会合に出席した。同会合には、プリンケン米国防務長官も出席した。外相らは、トランス・アトランティック・コミュニティの安全保障上の利益に関する認識と集団防衛におけるNATOの重要な役割を確認した。同会合では、NATOの将来に関するイニシアティブであるNATO2030、対露政策、ユーロ・アトランティック地域の安定、イラクやアフガニスタンを含む地域の安全保障情勢が議論された。ラウ外相は、NATO2030のプロセスにおいて、抑止及び防衛分野の政治的・軍事的側面における協力強化が重要であると強調した。また、NATO同盟国の近隣パートナーを忘れてはならないとして、NATOのオープン・ドア政策の重要性を強調した。

同会合に際して、ラウ外相は各国の外相と会談を実施した。ラウ外相は、他のV4外相とともにプリンケン米国防務長官と会談を行い、新しい脅威に対する地域協力について議論した。同外相は、トランス・アトランティック関係の強化とNATOにおける緊密な協力に対する意思を確認した。また、英国のラーブ外相との会談では、両国のNATO東方における英国軍のプレゼンスを含む安全保障、ロシアからの脅威に対する緊密なパートナーシップを確認した。さらに、同外相は、アウレスク・ルーマニア外相およびザハリエヴァ・ブルガリア外相ともそれぞれ会談した。

## 治 安 等

#### 新型コロナウイルス感染症の国内制限再強化に対する抗議集会が開催【20日】

20日、ポーランド政府が同日から新型コロナウイルス感染症の国内制限措置を再強化したことを受け、数百名の人々がワルシャワ中心部に位置する文化科学宮殿前に集まり、言論の自由や基本的人権の剥奪を訴えるなどして同措置に抗議した。抗議集会参加者の中には、人種差別の撤廃やアストラゼネカ社製ワクチンの危険性を訴える者などもいた。本集会において、警察官に対して暴力行為を行った6名の参加者が逮捕された。

#### 学位論文の代筆した容疑者2名の逮捕【25日】

マウオポルスキエ県警察は、2016年から2020年までの間、同県内で学位論文の代筆を請け負っていたIT技術者及び法律顧問を逮捕したと発表した。同人らは、特殊なITシステムを用いて、有料で学位論文を作成する活動を行っていた。これまでに数千件に及ぶ作業を委託され、1回当たり11,000ズロチ以上の支払いが行われることもあったという。同法律顧問は、組織犯罪グループにも関与しており、これまでに700万ズロチの資金洗浄を行っていたとみられている。本件に関して、警察は、このような代筆された学位論文を用いることは、3年以下の懲役刑が科せられると注意喚起を行った。

## 経 済

### 経済政策

#### 与党、新社会経済プログラムの発表延期を決定【18日】

18日、与党「法と正義」(PiS)は、20日に予定

していた政府の新たな社会経済プログラム「ニューディール」の発表延期を決定した。国内における新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う規制措置



の強化等を延期の理由としている。なお、新たな発表時期は明らかにされていないが、報道によると、イースター後の4月中旬頃になる見込みである。

#### コシチンスキ財務・基金・地域政策大臣による税制改革に関する発言【23日】

コシチンスキ財務・基金・地域政策大臣は、報道機関のインタビューにおいて、ポーランドの現在の税制は割合で見ると高所得者が低所得者よりも少

ない税金を支払う仕組みになっているとし、より公平になるように税制改革を行いたいと述べた。ただし、同大臣は、政府は法人税、個人所得税、付加価値税(VAT)の増税は行わないと強調した。また、政府の狙いは消費者の財布により多くのお金を残して消費を促すことであり、これはモラヴィエツキ首相が数週間のうちに発表予定の新たな社会経済プログラム「ニューディール」の目標の一つであると述べた。

### マクロ経済動向・統計

#### フィッチによるポーランドの格付け【20日】

格付け機関のフィッチは、ポーランドの外貨建て長期発行体デフォルト格付けを「A-」に据え置き、見直しは「安定的」とした。ポーランドが新型コロナウイルス感染症の影響に対して強靱性を示しており、2021年にGDP成長率の回復や財政赤字の縮小が見込まれること等を踏まえたものである。フィッチの予測によると、財政赤字の対GDP比は2020年に7.

2%に拡大したものの、2021年には5.7%、2022年には3.7%に減少すると見られる。

#### 2月の失業率【23日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の失業率は6.5%(対前月比同)で、2月末時点の登録済み失業者数は109万9,500人となった(1月末時点では109万400人)。

### ポーランド産業動向

#### 5G周波数オークションに関するザグルスキ首相府副大臣の発言【18日】

ザグルスキ首相府副大臣兼サイバーセキュリティ担当政府全権委員は、5G周波数オークションについて、国家サイバーセキュリティシステム法案が発効する前に、今年中に公示されると発言した。同副大臣は、法案作成と5G周波数オークションの作業は、オークションに参加する事業者により確実性をもたすために調整されながら進められるが、そのことは政府が法案の発効を待つという意味ではないと強調した。また、政府の目標はオークションを開始する前に閣僚評議会において作業を完了することであると付言した。

#### 自動車価格の上昇【23日】

ポーランドの中古車販売価格は1年間で15%上昇、新車販売価格は12%上昇したとされている。この原因としては、公共交通機関の利用減少及び国境封鎖による中古車の輸入制限などが挙げられている。自動車の安全性や環境への影響に関する要求はますます高くなり、今後、自動車の価格は更に上昇すると見られている。ポーランド経済研究所(PIE)によれば、自動車部品の不足や自動車工場の効率低下により、自動車製造の制限は、2021年第1四半期だけでなく、秋まで続く可能性があると考えられている。

### エネルギー・環境

#### 国営ガスインフラ企業によるポーランドのガスネットワーク開発計画【18日】

国営ガスインフラ企業 Gaz System は、ポーランドのガス市場の展望を含む、10年間のガスネットワークの開発計画案を作成した。同計画は、関係機関と検討され、今秋に決定される見込みとなっている。同計画によれば、ポーランドの年間のガス需要は、今後の10~13年間で60%増加するとされている。同社のステファンCEOによれば、冬の時期に関しては倍増する可能性があると考えられている。また、同社は、こうした需要増加は、ほとんどがエネルギー転換に係るものであると予測している。同CEOは、大量のガス需要増加が見込まれる分野

への対応を準備すると述べ、ロシアに頼ることなく、現在及び将来の顧客に対してガス供給を保証するとしている。さらに、同社は、ポーランドにおけるガス貯蔵インフラ増強の必要性を強調している。

#### 電力価格見通し【22日】

電力の価格は過去1年間で100%上昇し、現在も上昇が続いている。電力市場価格は、昨年12月に1MWhあたり300ズロチを超え、分析によると9年後には350ズロチに達する可能性がある。CO2排出権価格の上昇が主な原因となっており、昨年は1トンあたり25ユーロ以下だったのに対し、現在は41ユーロ以上に達している。中央統計局(GU

S)によると、ほとんどの家庭の電気代は、前年比で約9.5%上昇している。再生可能エネルギー研究所所長は、電力価格の恒常的な上昇は、過去に低公害電源への投資が行われなかった結果であると指摘している。ポーランドのエネルギー戦略(PEP2040)によると、2025年にはエネルギー価格が安定し始め、2035年以降は原子力発電によって価格が下がり始める可能性があるとしてされている。

### ポーランド、米国のノルド・ストリーム2パイプラインに対する姿勢を歓迎【23日】

ポーランド政府は、プリンケン米務長官がノルド・ストリーム2パイプラインについて、ポーランドと欧州の利益を損なう旨の声明を出したことを歓迎した。ポーランド外務副大臣は、米国の声明は、ポー

ランドが長い間主張し続けてきたことを裏付けており、米国とNATOがノルド・ストリーム2パイプラインに関して更なる行動を起こすことを期待していると述べた。

### 原子力発電所建設関連動向【23日】

クルティカ気候・環境大臣は、原子力発電所初号機に関して、採用技術及び建設地を24か月以内に決定し、2026年に建設を開始し、2033年に運転を開始すると述べた。また、同大臣は、技術方式等にもよるが、原子力により5万～6万の雇用が創出されると述べた。現在、原子炉の供給者に関して、米国、フランス、韓国と協議が行われている。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることであります。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日から4月9日までの間、ポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。さらに同月27日から4月9日までの間には、大規模家具店や美容室、幼稚園・保育園も閉鎖されます。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **領事部連絡先**

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。



**年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

## 文化行事・大使館関連行事

**【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

**【休止】 展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

**【予定】 参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在外選挙の実施【4月10日(土)】**

参議院長野県選出議員の補欠選挙及び参議院広島県選出議員の再選挙に伴う在外選挙が実施されます。本選挙においては、長野県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方、または広島県の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方が投票することができます。投票方法としては、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のいずれかを選択して投票することができます。在外公館投票は4月10日(土)午前9時30分から午後5時まで当館において実施される予定です。なお、衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙については、同区の有権者がいないため、当館では在外公館投票を実施いたしません。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160048.pdf>(参議院議員補欠選挙・再選挙)

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100160044.pdf>(衆議院議員補欠選挙)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsml@wr.mofa.go.jp](mailto:newsml@wr.mofa.go.jp))